

第2次 一般廃棄物処理基本計画

令和2年10月

上市町

第1章 一般廃棄物処理計画

1. 1	計画の概要	1
1. 2	計画の性格	1
1. 3	計画の期間及び目標年度の設定	1
1. 4	計画策定区域の設定	2
1. 5	計画の位置づけ	3
1. 6	計画の策定内容及び策定手順	4
1. 7	本計画で使用するごみ用語について	5

第2章 事業対象地域の特性

2. 1	自然的概況	6
(1)	位置及び構成市町村	6
(2)	土地利用	7
(3)	水象	7
(4)	気象	7
(5)	交通	8
2. 2	社会的概況	9
(1)	人口等	9
(ア)	人口の推移	9
(イ)	世帯数の推移	9
(2)	産業	10
(ア)	産業別就業人口の推移	10
(イ)	農業	10
(ウ)	商業	11
(エ)	工業	11
(オ)	観光	11
2. 3	総合計画	12
(1)	上市町総合計画	12
(2)	総合計画まとめ	14

第3章 ごみ処理の現況の整理

3. 1	ごみ処理の概要	15
(1)	計画処理区域	15
(2)	計画処理区域内人口	15
(3)	財政	16
(ア)	ごみ事業費	16
3. 2	減量化・資源化の状況	18
(1)	ごみの減量化・資源化施策	18
(ア)	啓発活動・環境教育等の活動状況	18
(イ)	ごみ集積ステーション設置等補助金交付制度による普及状況	18
(ウ)	再生資源化促進補助金交付制度による機械の普及状況	19
(エ)	設置補助金交付制度によるごみ自家処理機材の状況	20
(オ)	発生段階における可燃物及び不燃物のごみ組成状況	20
3. 3	収集・直接搬入の状況	21
(1)	収集・運搬体制の現況	21
(2)	ごみの分別区分	21
(3)	収集・運搬システムの概要	23
(4)	指定袋	24
(5)	収集・直接搬入量	24
(ア)	資源化物	24
3. 4	ごみ処理施設の中間処理の状況	26
(1)	運転・管理体制	26
(2)	施設の概要	27
(ア)	クリーンセンター	27
(イ)	リサイクルセンター	28
(3)	ごみ処理施設の処理・処分状況	29
3. 5	最終処分の状況	29
3. 6	ごみ処理の現況のまとめ	30
(1)	フローシート	30
(2)	家庭系ごみ発生量の内訳	31
(ア)	上市町のごみ排出量の実態	31
(イ)	家庭系ごみ発生量の内訳	31

第4章 廃棄物等の資源化物における実績及び将来見込み

4. 1	家庭系発生ごみ量の把握	33
(1)	計画処理区域内人口の実績	33
(2)	可燃系ごみの実績	33
(3)	不燃系ごみの実績	33
(4)	当町の人口及び世帯の実績	34
4. 2	家庭系発生ごみ量のうち可燃物及び不燃物の実績過去10年間	35
4. 3	P T Aや父母の会等集団回収量	35
(1)	集団回収量	35

(2) リサイクル率	36
4. 4 今後の一般廃棄物の見込み	36
4. 5 廃棄物排出者等の役割	36
(1) 住民の役割	36
(2) 事業者の役割	37
(3) 行政の役割	37
4. 6 目標値の設定	38
(1) 目標値の設定	38

第1章 一般廃棄物処理計画

1.1 計画の概要

産業や経済の発展によって、私たちは、ものが豊かで便利な社会生活を営むことができるようになった。その反面、こうした生産活動を支えていくためには、毎日多くの資源やエネルギーが消費されたり、日常生活においても「使い捨て」が助長されたりすることで、様々なごみが大量に排出され続ける「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会構造が定着してきた。

その結果、多くの有用な資源が適切に利用されないまま廃棄されることで、これを処理するための時間や費用の浪費、最終処分場の残余容量の減少や環境負荷の増大等、様々な問題が深刻化してきており、ごみ問題は大きな社会問題となっている。

こうした状況を受け、国では平成12年（2000年）を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法を初めとする一連の廃棄物関連法を制定・改正した。この中では、ごみ処理の優先順位を「①リデュース（発生抑制）」、「②リユース（再使用）」、「③リサイクル（再生利用）」、「④サーマルリサイクル（熱回収）」、「⑤適正処分」と法的化し、一方では「排出者責任」「拡大生産者責任」の考え方を導入する等、循環型社会への実現に向けて、その基盤が整っている。また、自治体サイドでもごみ問題に抜本的に取り組む気運が高まっており、ごみの排出抑制を目的に家庭ごみの有料化を導入する自治体や徹底した分別とリサイクルに取り組む自治体も年々増加してきている。

上市町（以下、「本町」という。）では、平成16年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、住民の理解と協力を得ながら、ごみの分別やリサイクルの推進、生活排水処理を行う下水道化など、適正処理に取り組んできた。そして、一般廃棄物を取り巻く状況の変化に適切かつ迅速に対応するため、広域事業や合併浄化槽処理設置費用補助など廃棄物循環型施設として、その基盤も順調に整備してきている。また、大規模地震や集中豪雨等の災害に備えるために、「上市町災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、平常時から被災時における廃棄物処理体制を富山地区広域圏事務組合やその他関係機関と共に構築していきます。

こうした状況の中、本町における第2次一般廃棄物処理基本計画を新たな法体系との整合性や廃棄物を巡る情勢の変化を踏まえることで、本町のこれまでの取り組みを検証し、現在抱えている諸課題を抽出し検討することで、これに対応するための基本方針を示すべく、「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

なお、本計画の策定にあたっては、長期的・総合的な展望に立ち、ごみの減量化・資源化や有効利用の推進など、廃棄物行政の効率化等が一層推進できる仕組みづくりを検討していくものとする。

（※1）事業主体は富山地区広域圏事務組合（富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村）5市町村や中新川地区広域行政事務組合（立山町、上市町、舟橋村）3町村、上市町生活排水処理担当課で構成されている。

1.2 計画の性格

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき市町村が策定する「該各市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」のうちの「一般廃棄物処理基本計画」であると同時に、循環型社会の形成を実現するための基本計画として策定する。

1.3 計画の期間及び目標年度の設定

本計画の期間は令和2年度から令和16年度までの15年間とする。

また、目標年度を令和16年度とし、各中間目標年度として、令和6年度（5年目）、令和11年度

(10年目)をそれぞれ設定する。

なお、必要に応じて、将来予測の確度、施設の対応年数や整備状況等を勘案し、概ね5年毎に改訂するほか、循環型社会形成に係る法律や廃棄物の処理に係る動向の著しい変化等、計画の前提となる諸事情に大きな変動があった場合についても見直しを行うものとする。

また、本計画の改訂または見直しにあたっては、その対象となる計画の数値目標についても点検・評価を行い、その結果を反映させるものとする。

1. 4 計画策定区域の設定

本計画の計画策定は、本町の行政区域全域とする。

但し、本町のごみ処理事業や生活排水処理事業は、収集運搬について町の単独事業、中間処理や最終処分(※3)は広域事業であり、その過程毎に事業主体が異なっている。このような場合、「ごみ処理基本計画策定指針」(※4)では、「自ら行う事業の範囲を超えてごみ処理基本計画を策定する必要が生じる」とあり、「招集運搬から最終処分に至る処理過程の各事業主体及び一部事務調整を行わなければならない。」とされている。

1. 5 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次に示すとおりである。

本計画では、上位計画との整合を図りながら、一方では、既に作成済みの関連する他計画や事業計画との調整や整合を図ることが必要になる。なお、その場合には、その事業の実現性・実効性を十分に検討し、本計画に反映させるものとする。

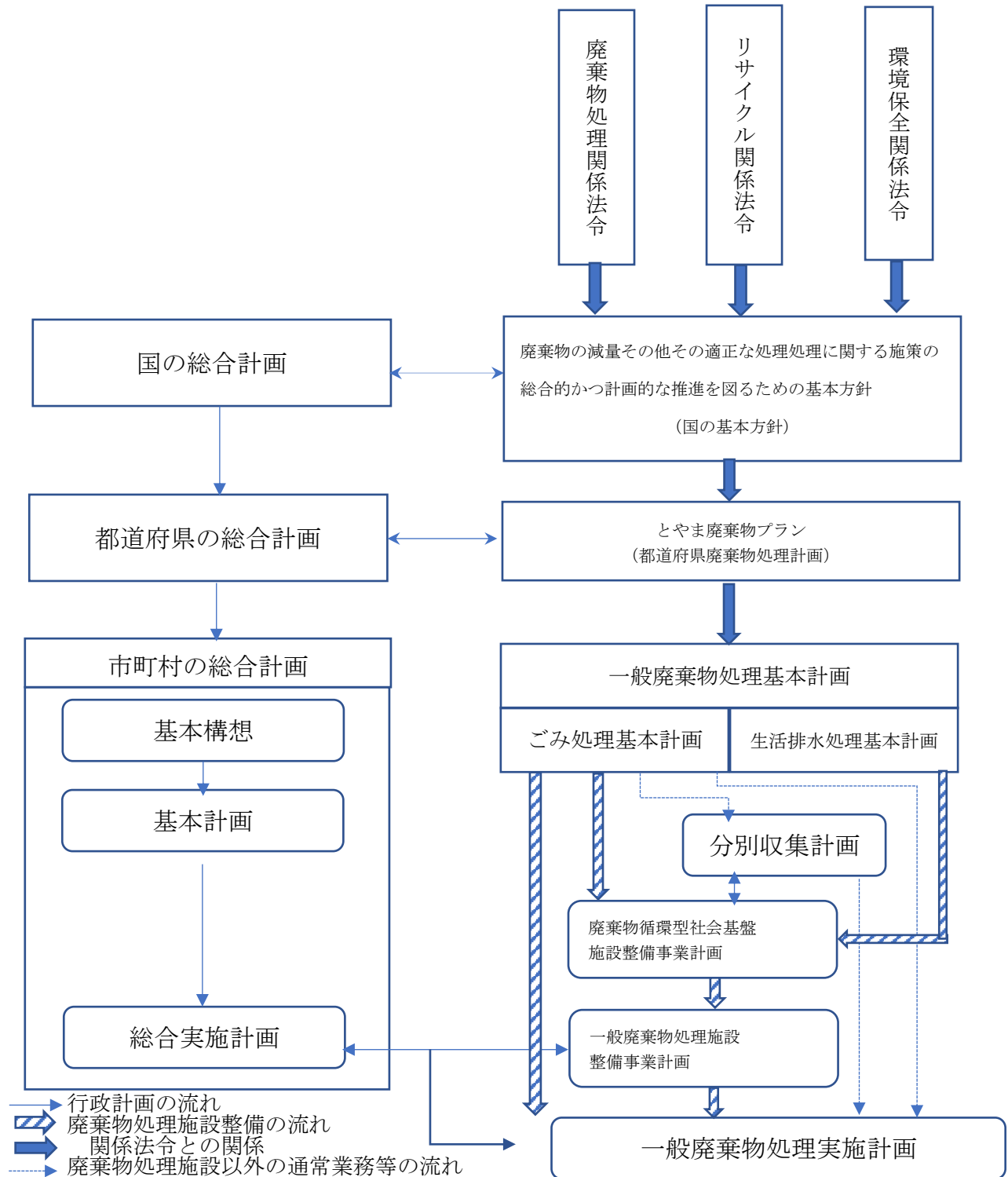


図. 本計画の位置づけ

1. 6 計画の策定内容及び策定手順

本計画の策定内容及び策定手順は、次の図に示すとおりである。

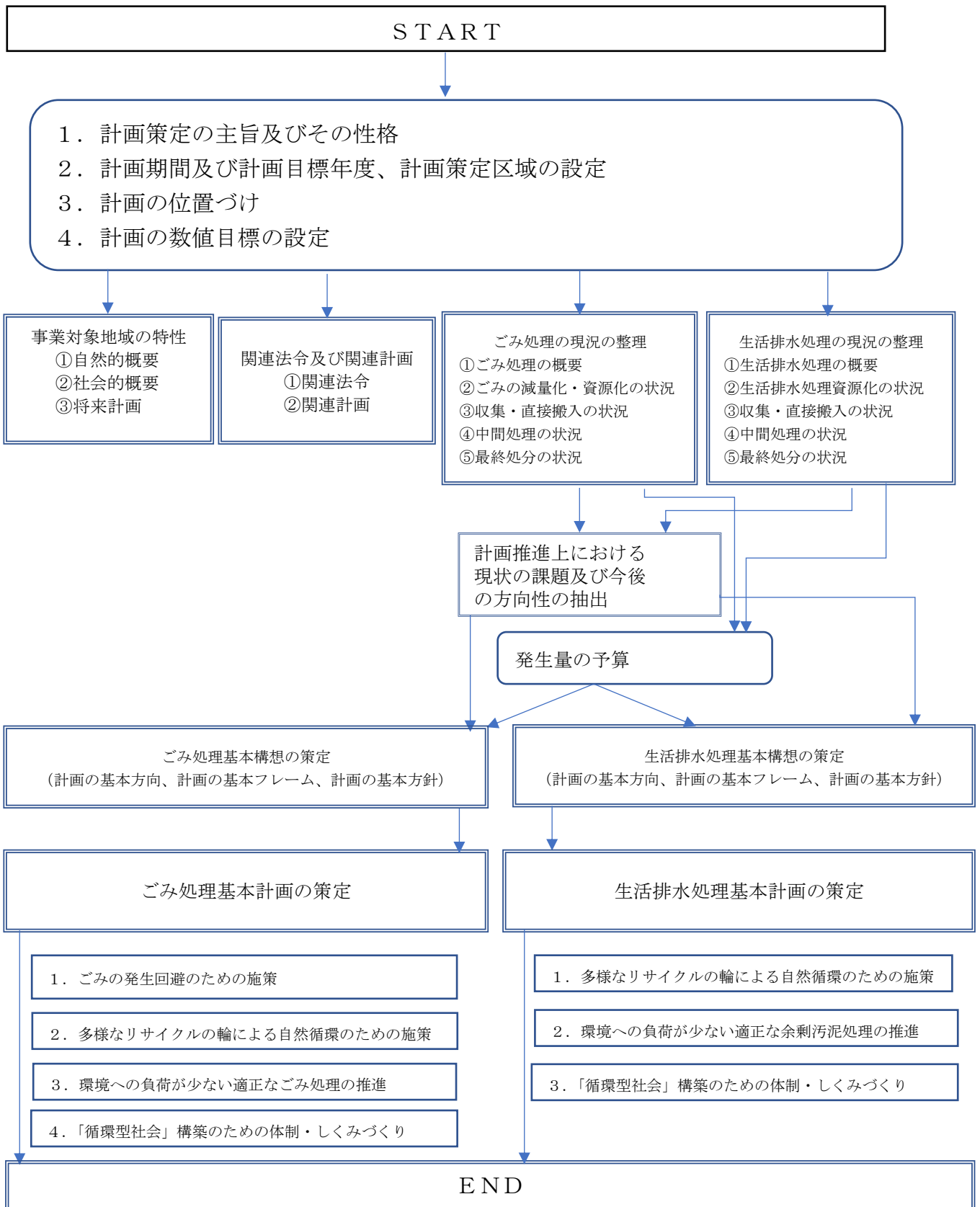


図. 本計画の策定内容及び策定手順

1. 7 本計画で使用するごみ用語について

本計画で使用する主なごみ用語は、次の表に示すとおりである。

表. 本計画で使用する主なごみ用語

主なごみ用語		説明	
可燃物		「燃やせるごみ」等本計画では「可燃物」に統一した。	
不燃物		「燃せないごみ」等本計画では「不燃物」に統一した。	
資源物		「リサイクルできるごみ」「資源ごみ」等本計画では「資源物」に統一した。	
発生段階	潜在ごみ発生量	将来予測の際に用いる用語。 現状の取り組みのまま、今後も推移した場合の推定ごみ発生量のこと。潜在量のため、行政による統計的な把握はできない。	
	発生回避量	将来予測の際に用いる用語。 「ごみを作らないための行動」として発生抑制や再利用を行った量のこと。潜在量のため、行政による統計的な把握はできない。	
	ごみ発生量	「潜在ごみ発生量」－「発生回避量」＝「排出抑制量」＋「排出量」行政による統計的な把握は可能である。	
排出段階	排出抑制量	ごみとなる前の資源化（自主回収）量のこと。 本広域圏では、集団回収量が該当する。 把握できるのは報奨金制度による集団回収量のみ。	
	排出量	「ごみ発生量」から「排出抑制量」を差し引いたもの。 家庭系ごみ量は収集量として、事業系ごみ量は直接搬入量として分類する。	
中間処理段階	中間処理量		「排出量（収集量と直接搬入量を合計したもの）」のこと。
	クリーンセンター	焼却灰	クリーンセンターから中間処理物で埋立処分へ
		不燃物	クリーンセンターから中間処理物で埋立処分へ
		溶融飛灰処理物	クリーンセンターから中間処理物で埋立処分へ
		メタル	クリーンセンターから中間処理物で再生利用業者へ
		スラグ	クリーンセンターから中間処理物で一部が再生利用、残りは埋立処分へ
	リサイクルセンター	不燃物	粗大ごみ処理から中間処理物で埋立処分へ
		可燃物	粗大ごみ処理から中間処理物でクリーンセンターへ
		磁性金属	粗大ごみ処理から中間処理物で再生利用業者へ
		非鉄金属類	粗大ごみ処理から中間処理物で再生利用業者へ
圧縮・形成品		リサイクルプラザからの中間処理分（金属缶、ガラスびん）	

最終処分段階	埋立処分量	直接埋立分と中間処理後の埋立物を合計したもの
	再生利用量	直接資源化物（集団回収や収集・拠点回収等で回収した資源化物のうち、中間処理を行わず直接資源回収業者へ引き渡されるもの）と中間処理後の再生利用物を合計したもの

第2章 事業対象地域の特性

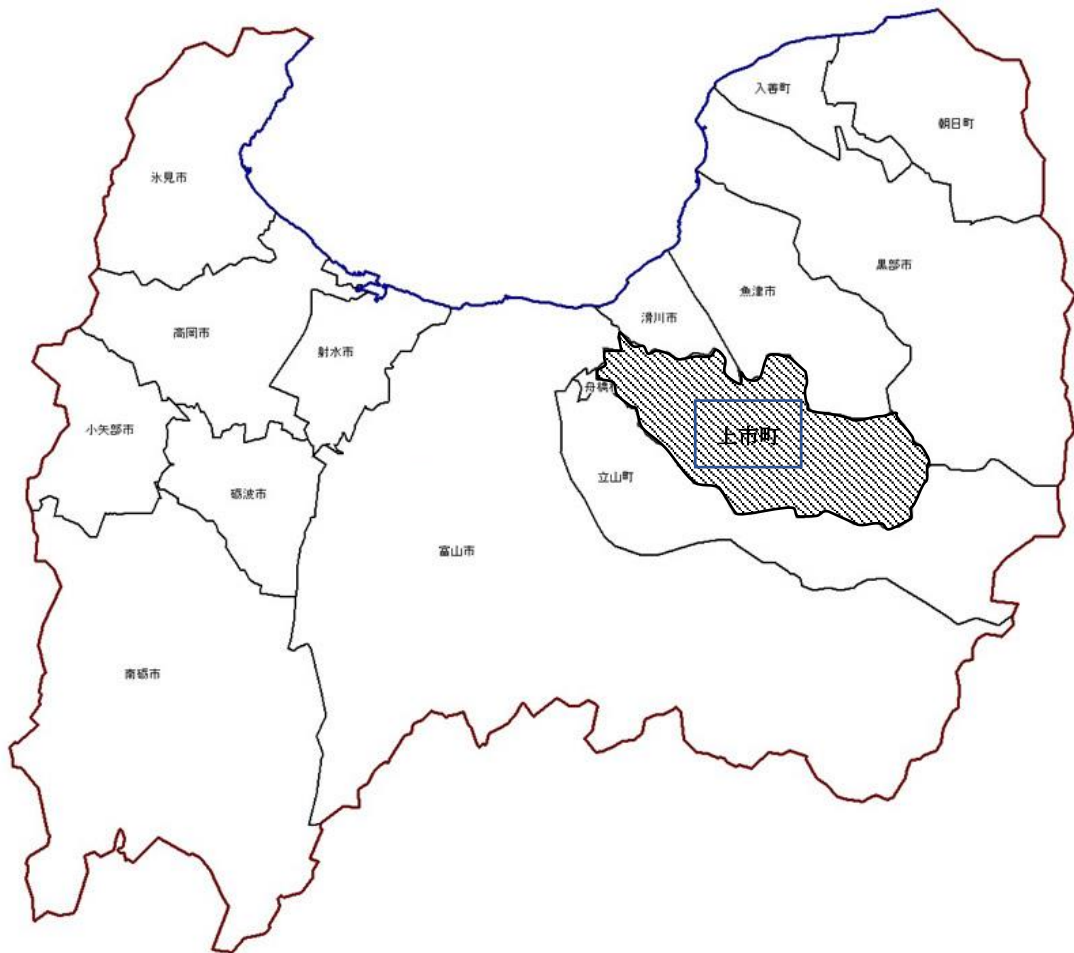
1 自然的概況

(1) 位置及び構成市町村

本町は、富山県の東部に位置し、新川平野の中央から東南に長くのび、東西約 26 km、南北に 16 km におよぶ。総面積は 236.77 平方キロメートルで、東南部には標高 2,999 メートルの劔岳を主峰として奥大日岳・早乙女岳等の山岳地帯を形成し、魚津市・黒部市・立山町に接している。

東南部に源を発する早月川・上市川の各河川は西方に流れ、東高西低の地形をなし、北西部は平野地帯で富山市・滑川市・立山町・舟橋村と接している。

なお、本町の位置は次に示すとおりである。

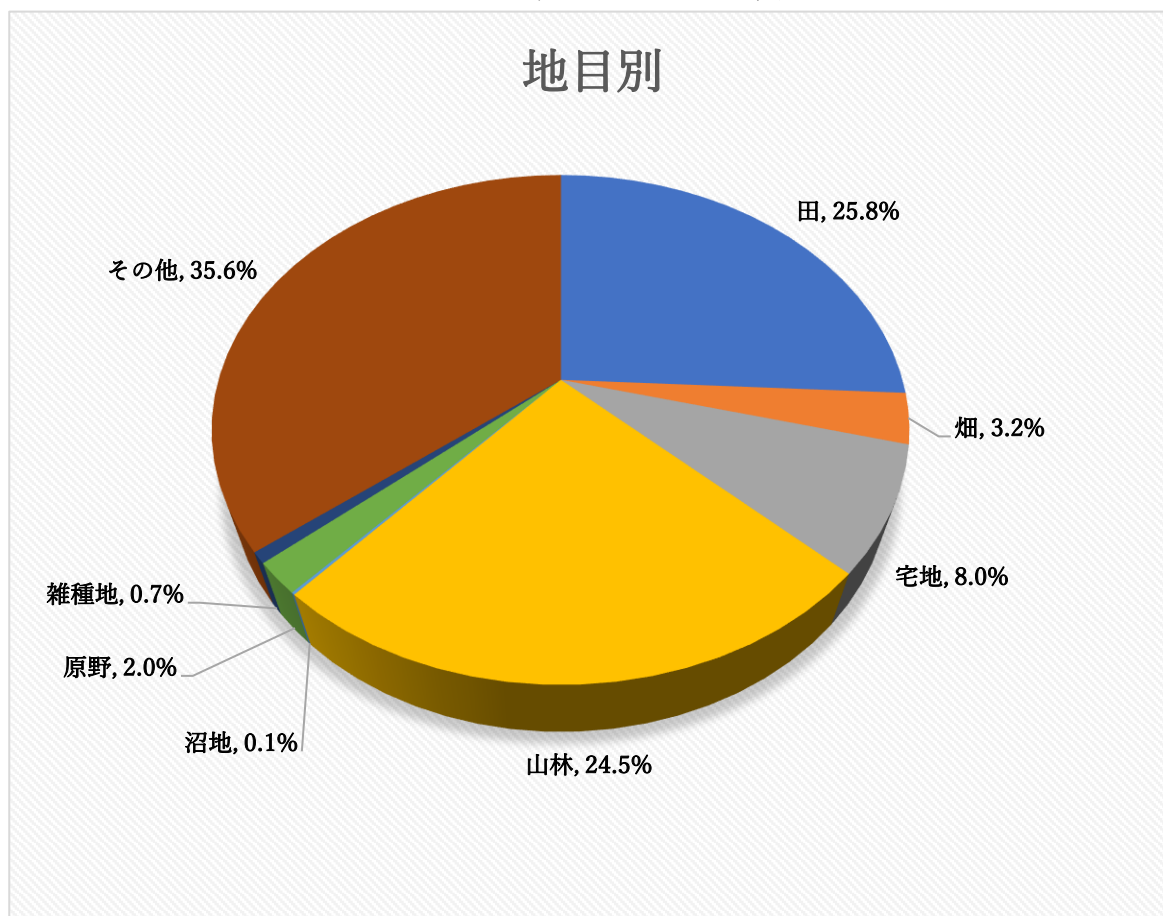


図本町の位置

(2) 土地利用

令和元年の本町の土地の利用は、山林 18,118ha、田 1,908ha、畑 236ha、宅地 586ha、原野 148ha、雑種地 50ha、沼地 1ha その他 2,630ha となっている。

本町の地目別土地利用



(出典) 上市町統計書 平成 29 年度

(3) 水象

東南部に源を発する早月川・上市川の各河川は西方に流れ、水系には、白岩川、大岩川、郷川等の支流がある。

(4) 気象

気候は、平野部は比較的温暖で夏と冬に降水・降雪が多い日本海側の典型的な気候で、近年は 20～40 cm 程度の積雪がある期間と雪のない期間を冬の間交互に繰り返している。山間部は夏でも冷涼で冬季は 4～5 m といった豪雪にみまわれる。

表. 気象概要

上市地域気象観測所

項目 年度	平均気温 (°C)	気温の平均 最高 (°C)	気温の平均 最低 (°C)	降水量 (mm)	平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)
平成 26 年	11.4	16.2	7.2	3,287.0	72	0.7
平成 27 年	12.1	16.8	7.9	2,991.5	72	0.7
平成 28 年	12.7	17.6	8.5	3,164.5	72	0.8
平成 29 年	11.6	16.5	7.4	3,512.5	78	0.7
1 月	0.3	4.1	-3.2	349.5	82	0.6
2 月	1.4	6.4	-2.3	255.0	79	0.6
3 月	5.3	11.0	0.6	162.0	73	0.9
4 月	9.0	14.2	4.1	147.5	64	0.9
5 月	16.7	23.3	10.3	127.0	70	1.0
6 月	19.1	23.6	15.2	110.0	77	0.7
7 月	23.1	27.6	19.9	492.5	81	0.6
8 月	25.4	30.2	21.5	543.0	81	0.7
9 月	21.5	26.4	17.7	255.0	77	0.6
10 月	15.5	19.7	11.8	403.5	84	0.6
11 月	8.5	14.1	3.8	313.5	80	0.7
12 月	4.9	10.0	0.8	354.0	84	0.7

(出典) 富山地方気象台

(5) 交通

本町の主な交通網は、JR 富山駅、富山地方鉄道富山駅から上市駅まで約 16 分、北陸自動車道立山インターチェンジからは約 5 分、北側には国道 8 号、南北を縦断するように旧広域農道があり、富山市や魚津市への主な交通網となっている。

2. 2 社会的概況

(1) 人口等

(ア) 人口の推移

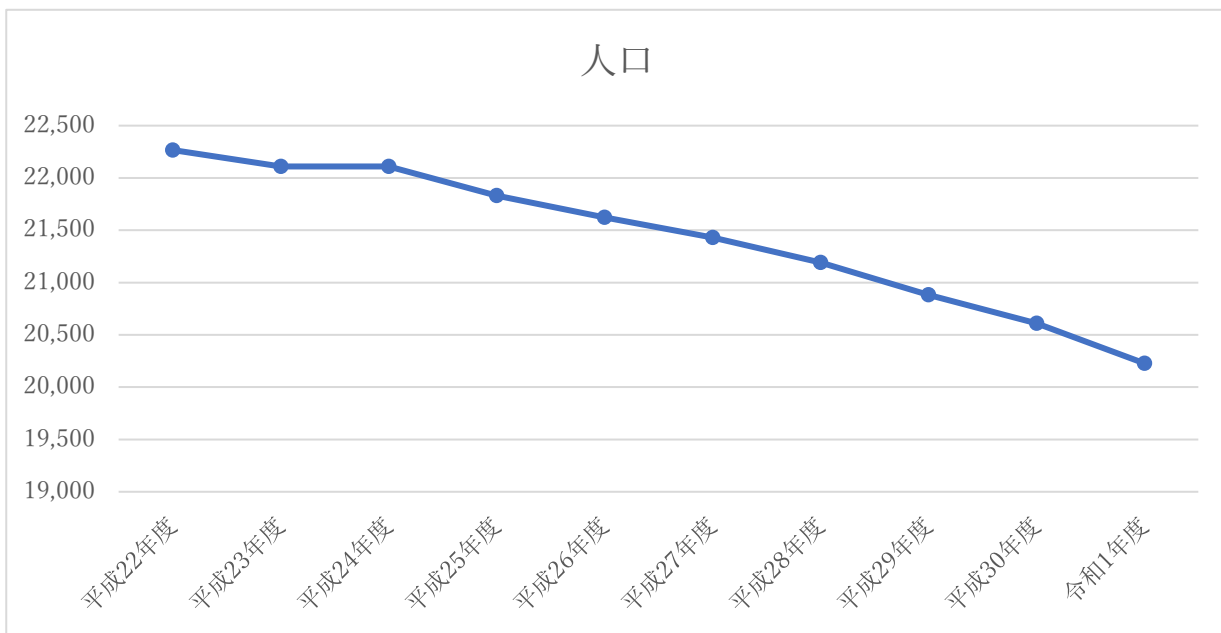
過去 10 年間の人口の推移は表 1 に示すとおりである。

令和元年現在、本町の人口は 20,228 人であり、近年における本町の人口は相対的に減少傾向にある。

表 1. 人口推移

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 口	22,267	22,110	22,110	21,831	21,622
増 減	—	▲157	0	▲279	▲209
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人 口	21,431	21,192	20,883	20,611	20,228
増 減	▲191	▲239	▲309	▲272	▲383

(注) ▲印は人口の減少を示す。
人口は外国人登録者を含む



(イ) 世帯数の推移

世帯数の推移は次の表に示すとおりである。

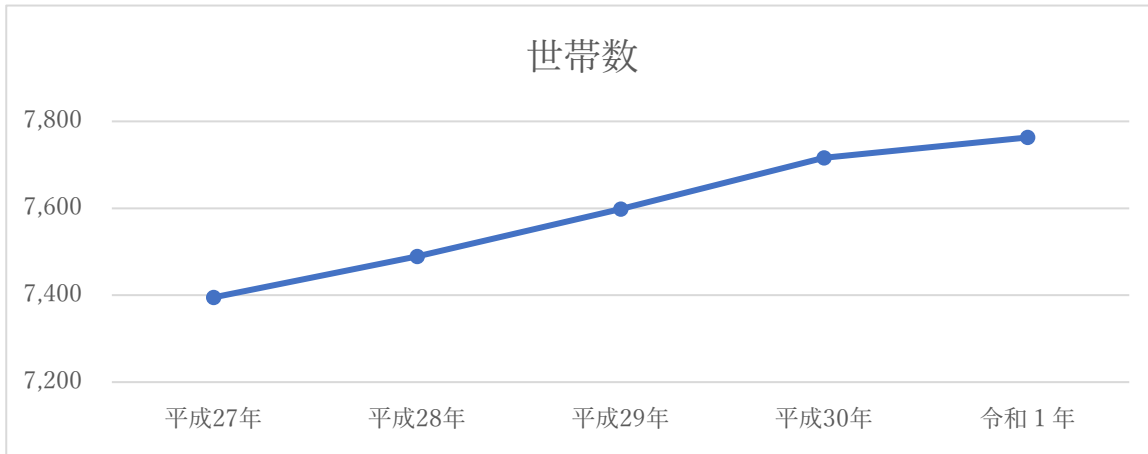
令和元年現在、本町の世帯数は 7,763 世帯であり、平成 27 年比で 4.9% (368 世帯) 増加している。

また、1 世帯当たり平均人員は 2.5 人であり、同比で 10.7% (0.3 人) 減少している。

表 2. 世帯数の推移

(単位：世帯)

平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年	
世帯数	1世帯当たり	世帯数	1世帯当たり	世帯数	1世帯当たり	世帯数	1世帯当たり	世帯数	1世帯当たり
7,395	2.8	7,489	2.7	7,598	2.7	7,716	2.6	7,763	2.5



(2) 産業

(ア) 産業別就業人口の推移

産業別就業人口の推移は、次の表に示すとおりである。

平成 27 年現在、本町の産業別就業人口は第 3 次産業が最も多く 6,108 人 (58.6%)、次いで第 2 次産業の 3,862 人 (37.0%)、第 1 次産業が 460 人 (4.4%) が続いている。

平成 17 年度から平成 27 年度までの推移は第 1 次産業が 1.6 ポイントの減少、第 2 次産業が 1.1 ポイントの減少、第 3 次産業が 2.7 ポイントの増加となっている。

表. 産業別就業人口の推移

区 分	人口 (人)			構成比 (%)		
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第 1 次産業	723	578	460	6.0	5.2	4.4
第 2 次産業	4,541	4,161	3,862	38.1	37.6	37.0
第 3 次産業	6,666	6,336	6,108	55.9	57.2	58.6
計	11,920	11,075	10,430	100.0	100.0	100.0

出典：「国勢調査」総務省統計局（各年 10 月 1 日現在）

(イ) 農業

農業戸数、農業従事者及び耕地面積の概要は、次の表に示すとおりである。

平成 27 年現在、本町の農家戸数は 846 戸であり、農家就業人口は 2,266 人、耕地面積は 132,291 a となっている。

表. 農業戸数、農業従事者及び耕地面積の概要

農家戸数 (戸)	農家就業人口 (人)	耕地面積 (a)	一戸当たり面積 (a/戸)
846	2,266	132,291	156.3

出典：「農業基本調査農業センサス」

(ウ) 商業

商業の概要は次の表（その1）、表（その2）に示すとおりである。

平成26年、本町の商店数は188店舗であり、平成19年比で67.3%（91店舗）減少している。

商品販売額は157億円であり、同比で84.3%（29.4億円）減少している。

表. 商業の概要（その1）

商店数（店舗）		従業員数（人）		年間商品販売額（万円）	
平成19年	平成26年	平成19年	平成26年	平成19年	平成26年
279	188	1,204	833	1,869,276	1,575,900

※無店舗を含む。また、飲食店を除く。
出典：「商業統計調査」

表. 商業の概要（その2）（平成19年センサス）

総数			卸売業			小売業		
店舗数	従業員数	年間商品販売額	店舗数	従業員数	年間商品販売額	店舗数	従業員数	年間商品販売額
279	1,294	1,869,276	20	103	1,563,503	259	1,101	305,773

※1：無店舗を含む。また、飲食店を除く。

※2：単位未満は四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがある。

平成26年調査は7月1日に実施された。

出典：「商業統計調査」

(エ) 工業

工業の概要は次の表に示すとおりである。

平成28年の本町の事業所数は59件であり、平成26年比で3.5%（2件）増加している。

製品出荷額は91,102百万円であり同比で0.7%（693百万円）減少している。

表. 工業の概要

事業所数（件）			従業員数（人）			製品出荷額等（万円）		
平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
57	—	59	3,059	—	2,983	9,040,890	—	9,110,218

※平成27年工業統計調査は未実施

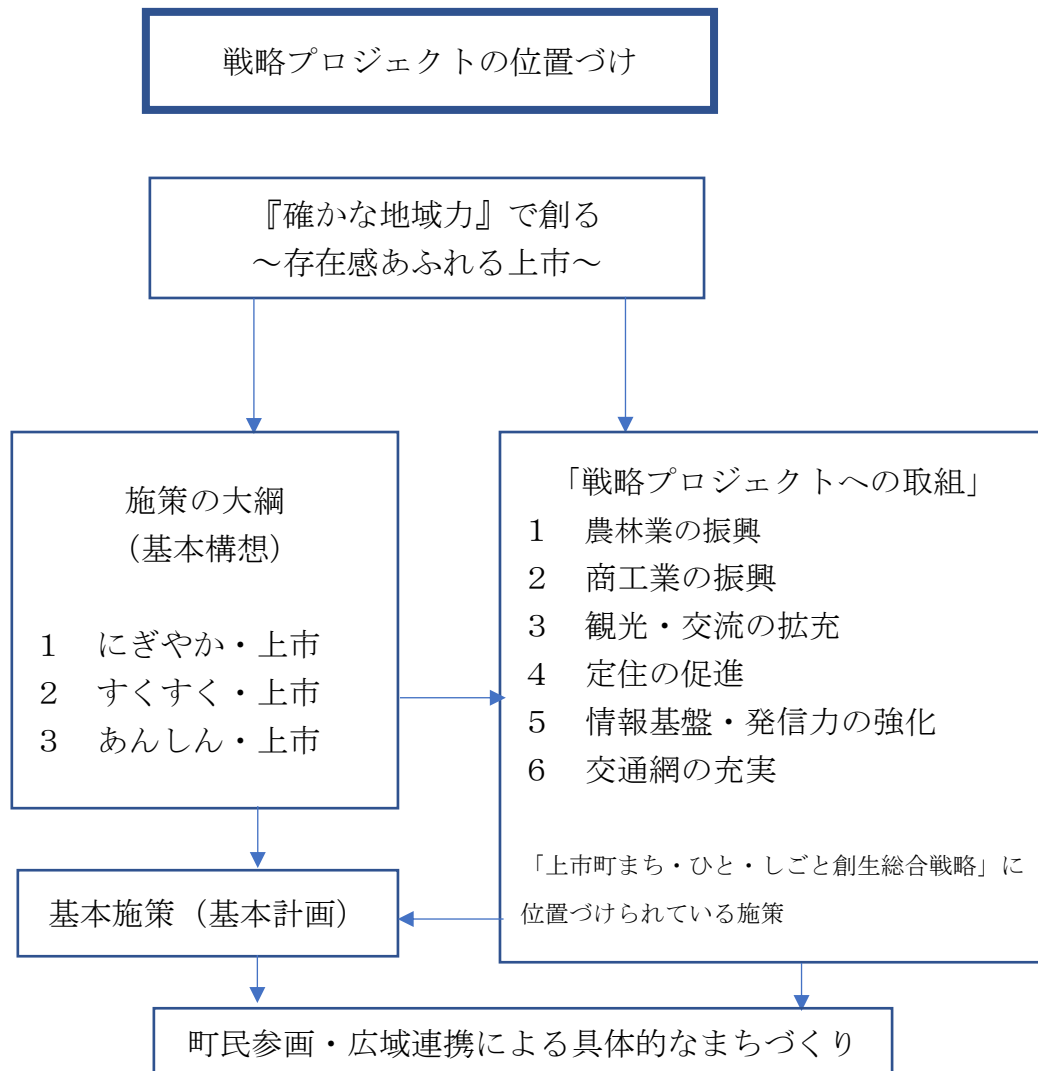
(オ) 観光

本町は剣岳等の山岳や河川等の自然景観に恵まれており、中部山岳国立公園や大岩眼目県定公園等の観光資源を有している。

2. 3 総合計画

(1) 上市町の総合計画

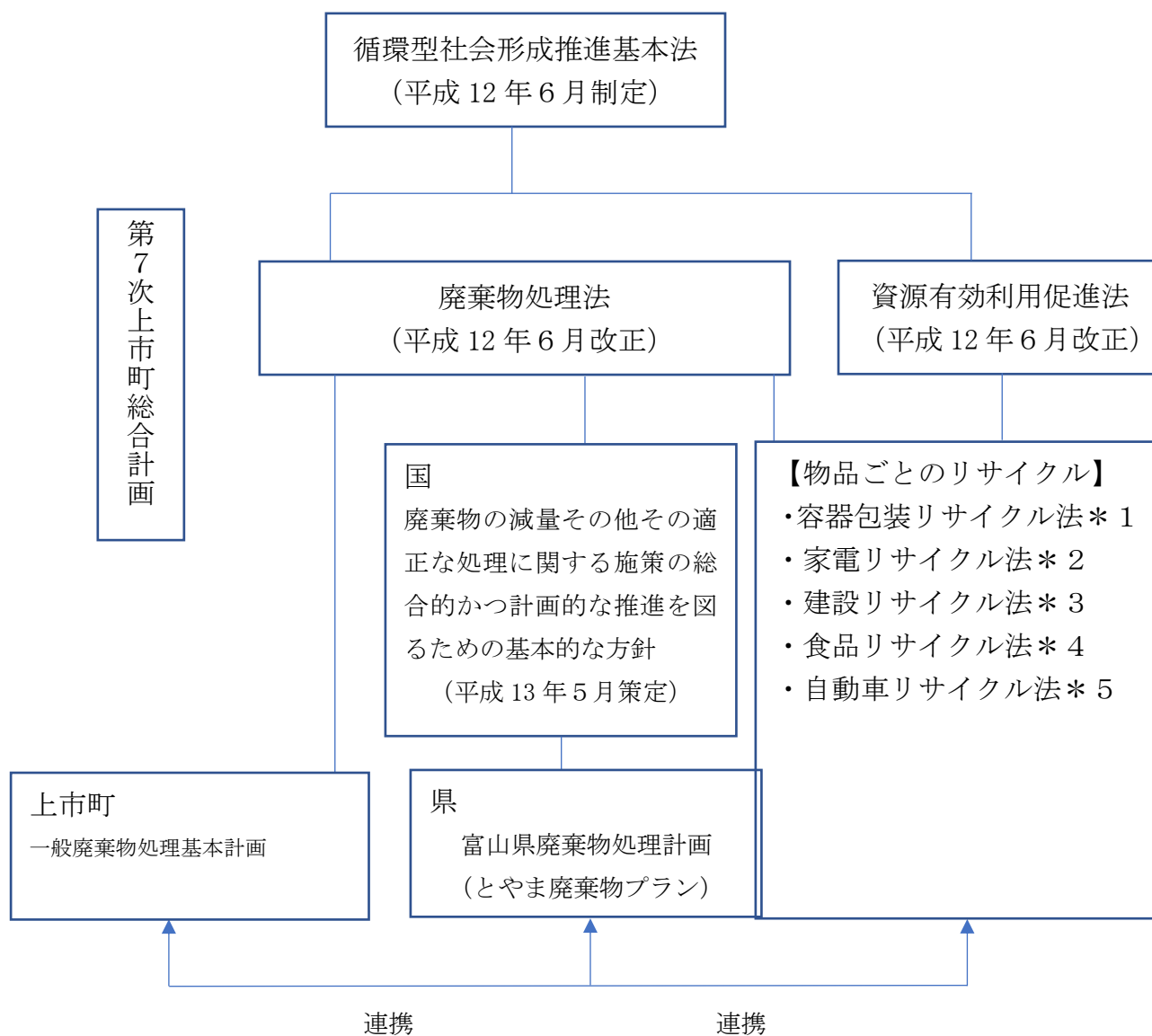
平成23年4月からスタートした第7次上市町総合計画は「『確かな地域力』で創る～存在感あふれる上市～」の実現のために、分野ごとの施策の大綱（「にぎやか・上市」「すくすく・上市」「あんしん・上市」とまちづくりの要となる「戦略プロジェクト」）を掲げ、10年の長期計画として集中的・継続的な取り組みを進めます。この戦略プロジェクトへの取り組みを通して、地場産業の活発な、生活・福祉・文化環境の整った、魅力あるまちづくりをめざします。



将来の実現に向けた施策を展開し、本町の上市町人口ビジョンでは、将来人口を4パターンの推計で算出し、目標人口を14,300人と推測している。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1条の規定より、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものである。

また、次の図のとおり、循環型社会形成および廃棄物の適正処理のため制定された法律に基づく施策を推進するための計画であると同時に、富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）と連携して推進すべき計画として位置付ける。



- * 1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号）
- * 2 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- * 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- * 4 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- * 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- * 6 国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

図. 上市町ごみ処理体制と各種法律及び計画との関係

(2) 総合計画のまとめ

<p>項目 \ 名称</p>		<p>上市町（第7次上市町総合計画）</p>
	<p>基本構想</p>	<p>平成23年度～平成32年度</p>
	<p>基本計画</p>	<p>平成27年度～平成32年度</p>
<p>計画目標</p>		<p>目標年度：平成32年</p>
<p>町・都市づくりの目標</p>		<p>1 にぎやか・上市 2 すくすく・上市 3 あんしん・上市</p>
<p>ごみ処理の施策</p>		<p>廃棄物の適正処理を進めるとともに、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、排出された廃棄物については極力再利用する循環型社会への転換をめざします。 また、ポイ捨てや不法投棄を防止するとともに、町民の環境美化活動を促進します。</p>
<p>し尿処理の施策</p>		<p>広域で連携しながら公共下水道や農業集落排水設備及び合併処理浄化槽などの計画的整備を進め、快適な生活環境づくりと河川の汚濁防止に努めます。</p>

第3章 ごみ処理の現況の整理

特に注記がない限り、ごみ処理の現況把握は平成26年度からとし、令和元年度までについて整理する。なお、本町の間接処理及び最終処分は広域事業にて行っているため、構成市町村毎それぞれの内訳を正確に把握することは困難な状況にある。このため、内訳は広域事業全体にて把握するものとする。

3.1 ごみ処理の概要

(1) 計画処理区域

計画処理区域は次の図のとおりであり、本町の行政区域全体としている。

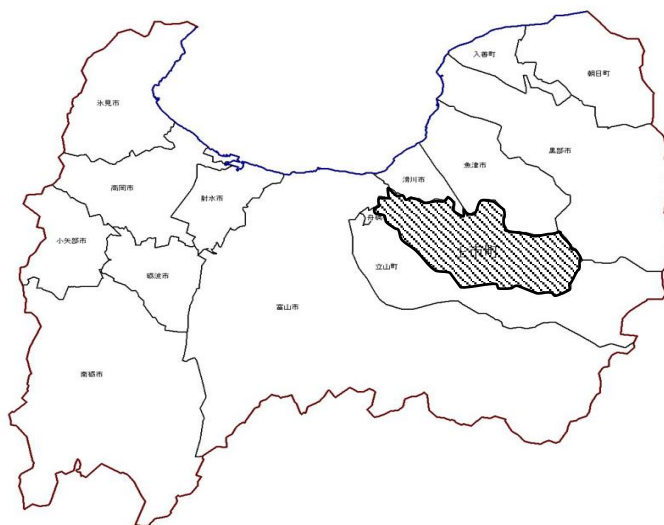


図. 計画処理区域

(2) 計画処理区域人口

平成25年度から平成29年度までの計画処理区域内人口の推移は、次の表に示すとおりである。

平成29年度における計画処理区域内人口（計画収集人口）は20,883人であり、富山地区広域圏の500,713人のうち、4.1%を占めている。

表. 過去5年間の計画処理区域内人口の推移 (平成25年～平成29年度)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
上市町(人)	21,831	21,622	21,431	21,192	20,883
富山地区広域圏(人)	505,294	504,072	502,741	501,735	500,713
富山地区広域圏の占める割合(%)	4.3	4.2	4.2	4.1	4.1

(5) 財政

平成 25 年度から平成 29 年度までの過去 5 年間における財政状況は次の表に示すとおりである。

(ア) 本町のごみ事業費は、一般会計決算額（歳出額）の約 2.3%から 2.9%を占めている。

ごみ事業費は微量減少傾向を示しているが、今後は化石燃料等のエネルギー料金が右肩上がりで推移していく可能性があり、また、処理施設改修工事等で償還金負担金も発生することが予想できるため、次表のとおり減少傾向が続くとは考えにくい。

平成 29 年度現在、上市町のごみ事業費の内訳の中で最も大きい割合を占めるのが収集運搬費の 119,219 千円/年であり、ごみ処理処分費の 63,635 千円/年、助成金・報奨金の 2,404 千円/年が続いている。

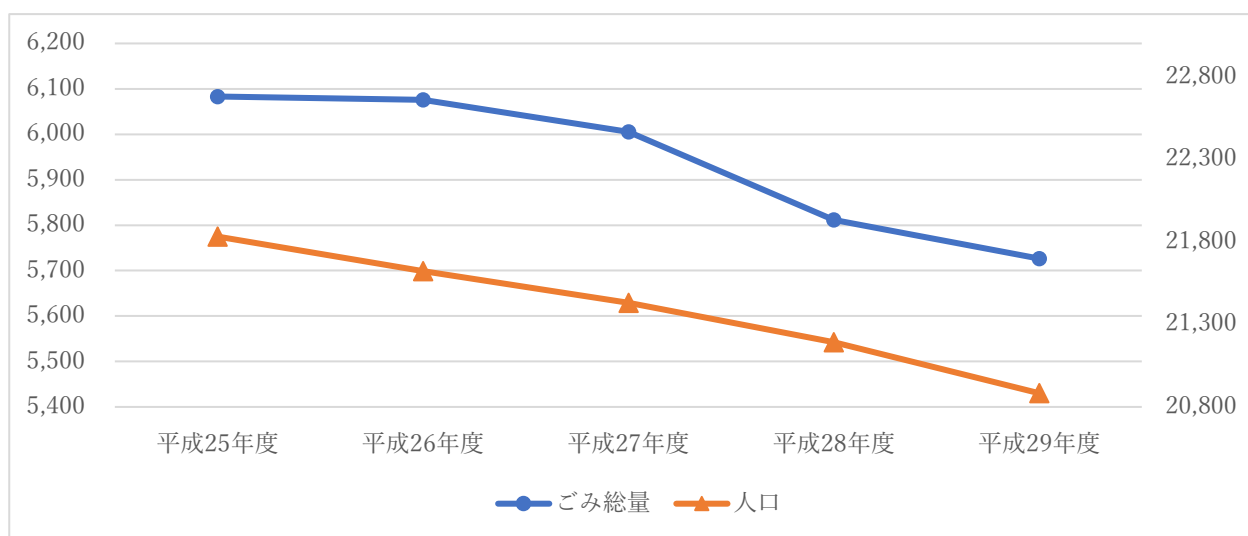
また、住民 1 人あたりのごみ処理及び維持管理費は 8,800 円、ごみ 1 t あたりのごみ処理及び維持管理費は 31,900 円となっている。

本町		単位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
A	計画処理区域内人口	人	21,831	21,622	21,431	21,192	20,883	①
B	資源物	t/年	1,459.9	1,430.5	1,356.5	1,268.7	1,238.6	②
C	可燃物		4,449.2	4,480.2	4,491.6	4,360.4	4,326.3	②
D	不燃物		174.1	165.3	157.1	182.8	161.6	②
E	直接埋立ごみ		—	—	—	—	—	③
F	計		6,083.2	6,076.0	6,005.2	5,811.9	5,726.5	B～E の計

①実績値＝行政区域内人口（外国人含む）

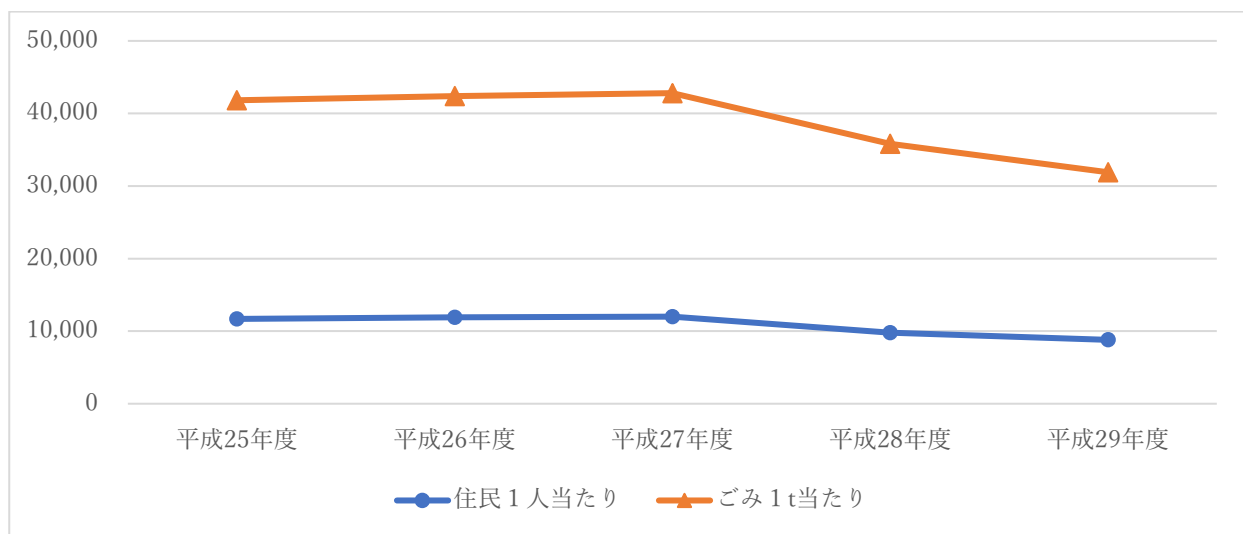
②実績値（収集量＋直接搬入量）

③実績値（直接搬入量のみ）



本町の一般廃棄物事業費		単位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
一般会計決算額		千円/年	11,593,643	9,533,155	9,795,873	9,397,616	9,412,333	
ごみ事業費	収集・運搬費		113,056	115,029	115,029	117,520	119,219	
	処理・処分費		141,421	142,720	141,917	90,673	63,635	
	小計		254,477	257,749	256,946	208,193	182,854	
	助成金	千円/年	542	70	41	404	160	
	報奨金		2,805	2,691	2,522	2,387	2,244	
	その他		620	740	721	710	672	
	計		258,444	261,250	260,230	211,694	185,930	
し尿処理費			41,807	16,907	20,503	22,417	31,835	
計			300,251	278,157	280,733	234,111	217,765	
一般会計決算額に占める割合		%	2.6	2.9	2.9	2.5	2.3	
住民 1 人当たりの処理及び維持管理費※ 1		千円/人	11.7	11.9	12.0	9.8	8.8	
ごみ 1 t 当たりの処理及び維持管理費※ 2		千円/t	41.8	42.4	42.8	35.8	31.9	

※ 1・※ 2は収集ごみのみとする。



3. 2 ごみの減量化・資源化の状況

(1) ごみの減量化・資源化の状況

(ア) 啓発活動・環境教育等の活動状況

啓発活動・環境教育等の活動状況は次の表に示すとおりである。

表. 啓発活動・環境教育等の活動状況

区分	具体例	実施年月 実施回数	実施年月
広報・啓発・教育・指導等	広報誌、ビデオ、リーフレット（宣伝・広報用のちらし）等の作成	毎年度定期月	毎年度定期月
	マスコミ（新聞・インターネット等）への情報提供や出前講座	随時	
	イベント・講習会・講演会等の開催		
	学校や地域の場における環境教育の推進		
	衛生組織の育成強化と生活環境保健衛生事業		
	1回/年	1回/年	講師を招いての研修会
	1回/年	1回/年	積極的に環境問題に取り組んでいる地域・社会等
	きれいなまちづくりの日		
表彰・助成	ごみ減量化等実践者の表彰（地域からの推薦等）	随時	
	排出マナー優良地域、集団回収活性地域等の表彰		
	衛生組織の育成強化と生活環境保健衛生事業		

(イ) ごみ集積ステーション設置等補助金交付制度による普及状況

本町では、ごみ集積ステーションの新設又は修繕に必要な経費の一部を補助することにより、ごみ収集の合理化と清潔で住みよい地域社会づくりの推進に努めている。

本制度の概要及び補助限度額を次の表に示す。

表. 補助制度の概要

(令和元年度現在)

制度の交付要綱名	補助限度額	制定年、施工年、最終改正年等
上市町資源ごみ集積所環境整備事業補助金交付要綱	イ 整備費が 200 千円以下の場合 整備費×100 分の 50 ロ 整備費が 200 千円を超える場合 (整備費－200 千円) ×100 分の 20+100 千円 400,000 円以下を限度とする。	制定：平成 13 年告示第 6 号 最終改正：平成 13 年告示第 42 号

(ウ) 資源再利用促進活動実施制度による集団回収の普及状況

本町では、住民の協力により、日常生活に伴って排出される廃棄物の中から再生利用可能な有価物を回収する運動を展開し、回収する住民の団体に対して報奨金を交付することにより、ごみの減量及び再資源化を推進することに努めている。

本制度の概要を次の表 1 に、協力団体に関する事項を表 2 に、実施対象品目及び報奨金額を表 3 に整理する。

表 1. 集団回収制度の概要

(令和元年度現在)

集団回収制度の交付要綱名	制定年、施行年、最終改正年等
上市町資源ごみリサイクル運動推進報償金交付要綱	制定：平成 3 年告示第 12 号 最終改正：平成 11 年告示第 14 号

表 2. 集団回収制度の協力団体に関する事項

(令和元年度現在)

協力団体登録への制約条件	協力団体数					(単位：数)	
	自治会	P T A	児童会	老人クラブ	婦人会	その他	計
資源ごみリサイクル運動協力団体登録申請書により登録を受けた団体	2	7	—	—	9	9	27

表 3. 実施対象品目及び報奨金額

(令和元年度現在)

資源物	可燃系資源物							不燃系資源物						
	容器包装廃棄物				左記以外資源物			容器包装廃棄物					左記以外資源物	
	飲料用紙製容器	段ボール	その他紙製容器包装	P E T ボトル	その他プラ製容器包装	古紙	古布	スチール缶	アルミ缶	無色ガラスびん	茶色ガラスびん	青・緑色ガラスびん	黒色ガラスびん	リターナブルびん
対象品目		○				○			○					
報奨金額 (単位： 円/kg)		4				4			4					

(エ) 設置補助金交付制度によるごみ自家処理機材の状況

上市町では、住民の生活環境の保全上、支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物（生ごみ等）は、自ら処分するとともに、生ごみ自家処理機材を設置して積極的にごみの資源化及び減量化に努める世帯に対して設置費の一部を補助し、きれいで快適なまちづくりの推進を図っている。

本制度の概要を次の表1に、補助基準を表2に示す。

なお、簡易ごみ焼却炉は、使用によってダイオキシン類が発生する可能性が指摘されていることから自粛を呼び掛けている。補助金交付制度も平成9年度末で廃止している。

表1. ごみ自家処理機材設置補助金交付制度の概要

(令和元年度)

ごみ自家処理機材設置補助金交付要綱名	制定年、施工年、最終改正年等
上市町生ごみ減量化処理器等購入費補助金交付要綱	制定：平成7年告示第41号 最終改正：平成10年告示第29号

表2. 生ごみ減量化処理器等購入費補助金交付制度の補助基準

(令和元年度)

項目	開始年度	終了年度	補助基準				
			購入価格に対する補助率	補助金の限度額	1世帯当たりの設置の限度額	補助対象要件	
生ごみ処理機	容器式	平成8年度	—	1/3 (ボカシ容器は1/2)	3,000円	—	・町内に住所を有する者
	電気式	平成9年度	—	1/3	20,000円	—	・町内の取扱業者から購入

(オ) 発生段階における可燃物及び不燃物のごみ組成状況

平成27年度から令和元年度までの過去5年間について、発生段階における可燃物及び不燃物のごみ組成を次の表に示す。

表. 発生段階における可燃物・不燃物の組成（排出段階におけるごみ）

年度	可燃系			不燃系		
	t/年	t/日	g/人・日	t/年	t/日	g/人・日
平成27年度	4,491.6	12.30	587.6	157.1	0.43	20.5
平成28年度	4,360.4	11.91	575.2	182.8	0.49	23.6
平成29年度	4,326.3	11.85	579.7	161.6	0.44	21.5
平成30年度	4,265.5	11.68	579.0	180.9	0.49	24.2
令和元年度	4,390.1	12.02	606.9	178.2	0.48	23.2
5年間平均	4,366.7	11.95	585.6	172.1	0.46	22.6

3. 3 収集・直接搬入の状況

(1) 収集・運搬体制の現況

本町では、家庭から排出されるごみ（収集ごみ）を分別の種類に合わせ委託し、併せて生活排水処理（合併処理余剰）汚泥についても収集・運搬を許可事業者が行い、事業所から発生するごみ（直接搬入ごみ）は、事業者自ら又は許可事業者が収集・運搬するシステムとなっている。

(2) ごみの分別区分（収集・拠点回収）

収集ごみの分別区分を次の表に資源物の分別区分ごとの収集・拠点回収・集団回収方法を次の表に示す。

表. ごみ分別区分

区 分		ごみの分別区分等			
収集ごみ	可燃物	生ごみ、紙くず、紙おむつ、合成ゴム、皮革製品類、木くず、布団、カセット・ビデオテープ類、硬質プラスチック製品、少量の古着・布等			
	不燃物	ガラス類、陶磁器類、石油ストーブ、化粧びん、金属類等			
	資源物 容器包装 廃棄物	金属缶	食用・飲料用のみ／アルミ缶・スチール缶		
		ガラスびん	食用、飲料用・調味料のみ／無色・茶・青・緑・黒、各ビン類		
		飲料用紙製容器	紙パック（アルミ加工品を除く）		
		段ボール	段ボール		
		その他紙製容器	紙箱、包装紙、紙袋		
		PETボトル	飲料用、醤油・酒用のみ（異物が混入していないもの）		
		その他プラ製容器包装			
	古紙				
収集しないごみ	直接搬入	一時大量排出ごみ	引っ越し、新築等による多量のごみ（長さが100cm以下のものに限り）		
		不燃・粗大ごみ	カセット式ガスボンベ等（穴を開けたものに限り） 大型金属類（スプリング入りマットレス等）		
		資源物	食用・飲料用のみ／アルミ缶、スチール缶、ガラスびん		
		再利用できる粗大ごみ	自転車、家具類、家電製品等（リサイクルプラザで販売）		
	直接搬入できないごみ	資源有効利用物	家電リサイクル法対象家電製品／テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン等 パソコンリサイクル券対象外機器／デスク型・ノート型、液晶ディスプレイ等		
		一般廃棄物	農薬、化学薬品、LPガス等のボンベ類、ガソリン・シンナー等の容器類、油類の容器、ペンキ類の容器、著しい悪臭を伴う物、農耕用機械、工作機械、電動機類、鉄塊、オートバイ、消火器、廃タイヤ、土砂、岩石、コンクリート等		
		特別管理 一般廃棄物	廃家電製品に含まれるPCB使用部品	—	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号）に定めている地方公共団体の責務の順守
			一定のごみ焼却施設から生ずるばいじん（集塵灰）	ばいじん（集塵灰）と焼却灰を分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられているごみ処理施設	事業系ごみとして許可業者にて回収後、適正な処分の実施
			感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される血液等の付着したガーゼ、感染症病原体を含む恐れのある一般廃棄物	

表 2. 資源物の分別区分毎の収集・拠点回収・集団回収方法

資源物 方法	可燃系資源物						不燃系資源物						
	容器包装廃棄物					左記以外資源物	容器包装廃棄物						左記以外資源物
	飲料用紙製容器	段ボール	その他紙製容器包装	PETボトル	その他プラ製容器包装	古紙	スチール缶	アルミ缶	無色ガラスびん	茶色ガラスびん	青・緑色ガラスびん	黒色ガラスびん	リターナブルびん
収集	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
拠点回収		○		○		○	○	○	○	○	○	○	—
集団回収 (登録品目)		○				○		○					—

(3) 収集・運搬システムの概要

ごみ収集・運搬システムは、次の表に示すとおりである。

表. 収集・運搬システムの概要

収集区域	分別の種類と収集の頻度		収集形態	収集方法				
	種類	頻度		方式	容器指定	住民の排出時間	収集・運搬の開始時間	
上市町	可燃物	2回/週	委託	ステーション方式	広域圏指定袋 半透明袋	午前 8 時まで	午前 8 時から	
	不燃物	2回/月			広域圏指定袋 半透明袋			
	資源物				金属缶 (スチール缶・アルミ缶)			回収専用容器
					ガラスびん (無色、茶、青、緑、黒)			
					飲料用紙製容器 (紙パック)			
					段ボール			
					その他紙製容器包装			
	PETボトル				回収専用容器			
	その他プラスチック製容器包装	1回/月			広域圏指定袋 半透明袋			
古紙	2回/月	ひも						

(注) 平成7年6月から半透明指定ごみ袋の導入を開始

(4) 指定袋

富山地区広域圏を構成する市町村全域において、ごみ袋の統一を図るため、平成7年6月から指定袋制を導入している。なお、指定袋には処理手数料を加算（＝有料化）していない。

指定袋の概要は、次の表に示すとおりである。

表. 指定袋の概要

区分	材質	内容	
可燃物 不燃物 資源物	低密度又は高密度ポリエチレン製 (半透明ごみ袋厚さ 0.03 mmを基本とする)	大 45ℓ用	縦 800 mm×横 650 mm
		中 20ℓ用	縦 700 mm×横 470 mm
		小 10ℓ用	縦 500 mm×横 350 mm

「富山地区広域圏半透明指定ごみ袋実施要項」(平成7年施行)

(令和元年6月現在)

(5) 収集・直接搬入量

(ア) 資源化物

平成27年度から令和元年度までの過去5年間において、本町の資源化物の対象品目は次の表(対象品目)、収集量等実績は表2及び表3、し尿・汚泥処理は表4とおりである。

表. 資源化物の対象品目

区分		対象品目	収集品目
可燃系資源化物	容器包装廃棄物	飲料用紙製容器包装	○
		段ボール	○
		その他紙製容器包装	○
		PET ボトル	○
	容器包装廃棄物以外の資源化物	プラスチック類 (その他プラ製容器包装を含む)	○
		古紙類 (新聞・雑誌)	○
		古布類 (古着類)	○
不燃系資源化物	容器包装廃棄物	スチール缶	○
		アルミ缶	○
		無色ガラスびん	○
		茶色ガラスびん	○
		青・緑色びん	○
		黒色びん	○
	容器包装廃棄物以外の資源化物	金属類	—

表2. 収集量等実績

(t/年)

年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
可燃物	資源化量	112.50	106.35	83.10	74.21	76.73
	ごみ排出量(可燃物量)	4,449.20	4,480.18	4,491.58	4,360.54	4,325.95
	直接搬入ごみ量(事業系)	1,341.94	1,362.62	1,363.04	1,359.05	1,358.13
	可燃発生ごみ量	5,903.64	5,949.15	5,937.72	5,793.80	5,760.81
不燃物	資源化量(収集量)	326.10	318.03	302.42	303.57	295.65
	ごみ排出量	174.09	165.33	157.10	165.29	161.54
	不燃発生ごみ量	500.19	483.36	459.52	468.86	457.19

(出典：富山地区広域圏事務組合)

表3. 収集量等実績

(g/人・日)

年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
可燃物	資源化量	14.12	13.48	10.59	9.74	10.20
	ごみ排出量(可燃物量)	558.36	567.68	572.63	572.08	575.03
	直接搬入ごみ量(事業系)	—	—	—	—	—
	可燃発生ごみ量	572.48	581.16	583.23	581.81	585.23
不燃ごみ	資源化量(収集量)	40.92	40.30	38.56	39.83	39.30
	ごみ排出量	21.85	20.95	20.03	21.69	21.47
	不燃発生ごみ量	62.77	61.25	58.58	61.51	60.77

表4. し尿・汚泥処理

(kl)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
し尿	2,424.98	1,780.62	1,469.58	1,305.71	1,172.52
浄化槽汚泥	2,304.60	1,951.80	1,792.10	1,727.00	1,606.68
計	4,729.58	3,732.42	3,261.68	3,032.71	2,779.20

(出典：富山地区広域圏事務組合)

3. 4 ごみ処理施設の中間処理の状況

中間処理の主体は、富山地区広域圏事務組合であり、「クリーンセンター」（ごみ焼却施設）と「リサイクルセンター」（粗大ごみ処理施設とリサイクルプラザから構成）の2施設で構成されている。

(1) 運転・管理体制

当組合が所管する一般廃棄物処理施設の運転・管理体制は、次の表に示すとおりである。

表. 一般廃棄物処理施設の運転・管理体制

区分	項目			
クリーンセンター	業務関係	事務・管理 計量 投入・破砕	日勤	月～金 ; 8 : 30～17 : 15 土 ; 8 : 30～12 : 30
		施設整備班 保全班 機械 電気・計装 分析 灰クレーン	日勤	8 : 30～17 : 15
	操炉関係	班長	直勤	7名×5班 1直 8 : 00～16 : 15 2直 16 : 00～22 : 15 3直 22 : 00～8 : 15
		クレーン		
		中央制御室		
		機械技師	日勤	8 : 30～17 : 00
		電気技師	3直5班 体制	1 → 1 → 2 → 2 → 休 → 日 → 3 → 3 → 明 → 休
ボイラ技師				
クレーン技師				
環境保全関係		日勤	8 : 30～17 : 15	
	業務関係 不燃・粗大 ごみ処理関係	事務・管理 計量 プラント運転 クレーン運転 搬出車両運転 選別作業要員	日勤	8 : 30～17 : 15
業務関係 リフォーム関係 缶・びん処理関係		リサイクルプラザ 事務・管理 リフォーム要員 (リフォーム委託要員)	日勤 (委託)	8 : 30～17 : 15 (9 : 00～16 : 00)
		缶・びん処理工程 プラント運転 ショベル運転 フォークリフト運転 選別作業要員	日勤	8 : 30～17 : 15

(2) 施設の概要

(ア) クリーンセンター

クリーンセンターは、新ごみ焼却施設として平成15年4月から本格的な稼働を開始した。本施設は、ダイオキシン類等の有害大気汚染物資の発生・排出を防止し周辺環境の保全に十分配慮した設備であると同時に、サーマルリサイクルとして温水利用・発電等にも対応できる最新の設備を備えた廃棄物循環型基盤施設となっている。

平成16年4月から、上市町を含む広域圏内にある全構成市町村から排出される燃やせるごみは、全量クリーンセンターにて焼却処理している。

表. クリーンセンター施設の概要

(ごみ焼却施設)

項目	概要	
施設名称	富山地区広域圏クリーンセンター	
施設所管	富山地区広域圏事務組合	
処理対象市町村	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
所在地	中新川郡立山町末三賀 103 番地 3	
電話番号	076-462-1187	
着工・竣工年月日	着工：平成11年6月、竣工：平成15年3月	
敷地面積	51,973 m ²	
建物面積	48,478 m ²	
公称処理能力	810 t / 24 h	
発電能力	20,000kw	
設計ばいじん濃度	0.01 g / Nm ³	
処理型式	全連続炉 (タクマ式)	
基数	270 t / 24h × 3 基	
通風設備	平衡通風	
煙突	H=100m・頂上口径φ=1.3m・×3本	
除じん設備	バグフィルター	
トラックスケールの秤量	30 t × 3 基	
ごみピットの容量	12,500m ³ × 1 基	
灰 ピ ッ ト の 容 量	不燃物ピット	300m ³ × 1 基
	メタルピット	130m ³ × 1 基
	集塵灰処理物ピット	260m ³ × 1 基
	スラグピット	360m ³ × 1 基
助燃装置	二流体噴霧式×3基、ロータリーバーナー×3基 (灯油)	
排水処理設備	凝集沈殿+生物処理+活性炭吸着+ろ過方式	
余熱利用設備	多目的温水利用施設 (プール、浴場)	

(イ) リサイクルセンター

リサイクルセンターは、粗大ごみ処理施設等とリサイクルプラザから構成されている。

表. リサイクルセンター施設の概要

施設区分	項目	概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 破砕設備 ・ リサイクルプラザ ・ 大型金属類資源化施設 ・ 缶分類施設 ・ びん分別施設 	施設名称	富山地区広域圏リサイクルセンター	
	施設所管	富山地区広域圏事務組合	
	処理対象市町村	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
	所在地	富山辰尾 170 番地 1	
	電話番号	076-429-3121	
	着工・竣工年月日	着工：平成 15 年 3 月、竣工：平成 17 年 3 月	
	敷地面積	9,912 m ²	
	建物面積	2,240 m ²	
	公称処理能力	75 t / 5 h	
	処理型式	横型回転破砕機（日本鋼管式）縦型破砕機（クボタ式）	
	施設の内容	主要機器	圧縮機×1基、破砕機×2基、振動選別機×1基、電磁選別機×1基
		主要設備	騒音防止設備（半地下屋内装置） サイクロン・バグフィルター トラックスケール（30 t）
ごみピット		300m ³ ×1基、2,500m ³ ×1基	

「広域圏事業概要 平成 30 年度」富山地区広域圏事務組合

(ウ) し尿処理及び浄化槽汚泥処理施設

表. 衛生センター施設の概要

施設区分	項目	概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 破砕設備 ・ リサイクルプラザ ・ 大型金属類資源化施設 ・ 缶分類施設 ・ びん分別施設 	施設名称	富山地区広域圏衛生センター	
	施設所管	富山地区広域圏事務組合	
	処理対象市町村	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
	所在地	上市町稗田 1 番地	
	電話番号	076-472-2294	
	区分	し尿処理棟	汚泥処理棟
	着工・竣工年月日	改修着工：平成 24 年 5 月 回収竣工：平成 26 年 3 月	着工：平成 23 年 5 月 竣工：平成 26 年 3 月
	建物面積	1,580.96 m ²	2,609.82 m ²
	処理能力	60 kℓ/日	50 kℓ/日
	処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理	固液分離・希釈放流 脱水・乾燥（肥料化）
	放流先	河川放流 pH 5.8～8.6 BOD 10 mg/ℓ SS 5 mg/ℓ	下水道放流 pH 5 超え 9 未満 BOD 600 mg/ℓ SS 600 mg/ℓ その他下水道排除基準値

(3) ごみ処理施設の処理・処分状況

平成 25 年度から平成 29 年度までの過去 5 年間におけるクリーンセンター及びリサイクルセンターの中間処理状況を次の表に整理する。

表. 処理・処分状況

(単位：t/年)

区分				実績						
				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
クリーンセンター	ごみ焼却施設	搬入量	収集量		106,363.94	105,711.86	105,346.09	103,748.93	103,591.02	
			直接搬入量	民間持込	47,926.75	48,665.08	48,680.06	48,537.43	48,504.64	
			その他	可燃物	2,461.79	2,383.11	2,282.96	2,039.28	2,141.95	
			計		156,752.48	156,760.05	156,309.11	154,325.64	154,237.61	
		搬出量	処理内訳	焼却灰	14,198.61	14,171.72	14,183.74	14,460.57	17,651.65	
	スラグ			3,839.32	3,655.77	2,837.95	2,503.25	2,656.23		
	メタル			178.37	142.36	129.79	147.12	84.26		
	計		18,216.30	17,969.85	17,151.48	17,110.94	20,392.14			
	リサイクルセンター	資源分別施設	搬入量	収集量		6,547.61	5,832.82	5,683.82	5,435.94	5,473.22
				直接搬入量	民間持込	57.96	53.80	66.78	77.46	60.04
計				6,605.57	5,886.62	5,750.60	5,513.40	5,533.26		
搬出量			処理内訳	不燃物	1,578.80	1,431.70	1,466.84	1,494.82	1,399.50	
				可燃物	2,461.79	2,383.11	2,282.96	2,039.28	2,141.95	
				磁性金属	2,142.34	1,764.51	1,649.62	1,629.29	1,598.30	
				非鉄金属類	275.25	343.39	300.19	291.29	283.23	
計			6,458.18	5,922.71	5,69.61	5,454.68	5,422.98			
搬入量			缶類		1,027.40	948.99	867.83	815.56	812.27	
			びん類		2,803.69	2,693.45	2,727.44	2,624.27	2,522.65	
		計		3,831.09	3,642.44	3,595.27	3,439.83	3,334.92		
搬出量		再生利用量	缶類	スチール缶	357.69	320.10	235.18	215.12	202.10	
				アルミ缶	529.38	507.16	533.73	518.33	503.28	
				計	887.07	827.26	768.91	733.45	705.38	
			びん類	無色ガラスびん	1,141.39	1,061.77	1,090.17	1,049.73	1,007.89	
				茶色ガラスびん	1,143.61	1,081.58	1,075.53	1,033.04	962.75	
				その他ガラスびん	502.26	464.81	539.04	503.63	502.56	
				計	2,787.26	2,611.16	2,704.74	2,586.40	2,473.20	
計		3,674.33	3,438.42	3,473.65	3,319.85	3,178.58				

「広域圏事業概要 平成 30 年度」富山地区広域圏事務組合

3. 5 最終処分の状況

令和元年 4 月現在、富山地区広域圏事務組合では、最終処分を民間処理委託へ移行している。このため、組合が所管する各中間処理施設（クリーンセンター及びリサイクルセンター）から排出される埋立物（焼却残渣や不燃性残渣物等）は、民間が所管する最終処分場へ搬入し、埋立処分を行っている。

3. 6 ごみ処理の現況のまとめ

(1) フローシート

令和元年度における本町のフローシートは、次の図1に示すとおりである。

図1. フローシート

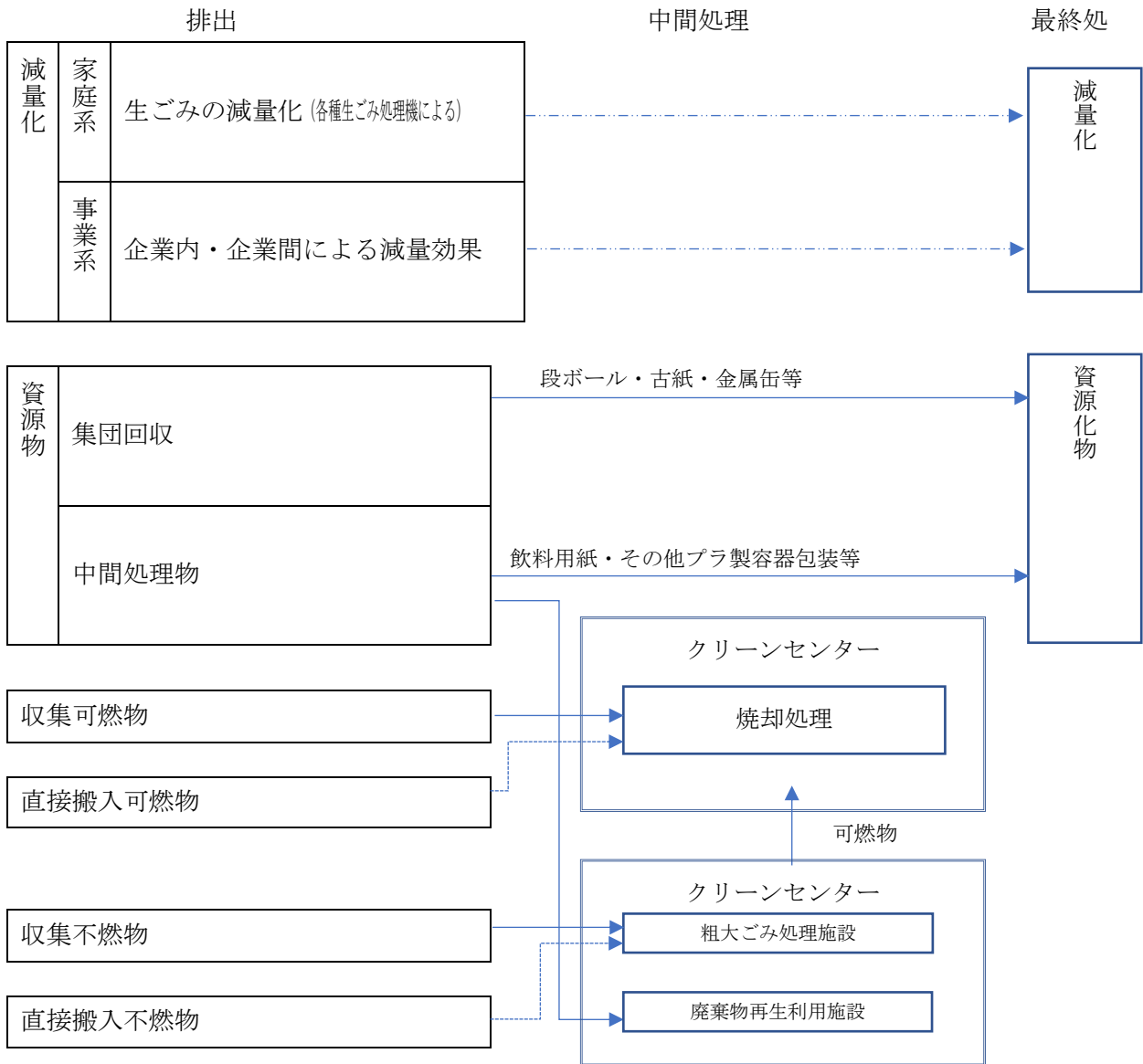


表. 中間処理による減量率・再生利用率・最終処分率 (実績値及び目標値)

項目	上市町 【平成 29 年度】	富山県※1 【平成 27 年度】	国※2 【平成 29 年度】
① 中間処理による減量率	64%	56%	71%
② 再生利用率	27%	40%	20%
③ 最終処分率	9%	4%	9%

①中間処理による減量率=100-〔②再生利用率+③最終処分率〕

②再生利用率=再生利用量/一般廃棄物の排出量

③最終処分率=最終処分量〔直接最終処分量+処理後の最終処分量〕/一般廃棄物の排出量

※1 平成 28 年 9 月「富山県廃棄物処理計画」(とやま廃棄物プラン)

※2 一般廃棄物の排出及び処理状況等について「環境省 環境再生・資源循環局」

(2) 家庭系ごみ発生量の内訳

(ア) 上市町のごみ排出量の実態

ごみ排出量の実態について、過去10年間の1人1日平均排出量の推移をみると

年度		人口(人)	ごみ排出量(t/年)	ごみ排出量(g/人・日)
1	平成22年度	22,267	5,864.4	721.5
2	平成23年度	22,110	5,955.1	735.9
3	平成24年度	22,110	6,137.2	760.4
4	平成25年度	21,831	6,083.2	763.4
5	平成26年度	21,622	6,076.0	769.8
6	平成27年度	21,431	6,005.2	765.6
7	平成28年度	21,192	5,811.9	751.3
8	平成29年度	20,883	5,726.5	751.2
9	平成30年度	20,611	5,719.1	760.2
10	令和元年度	20,228	5,809.5	784.7

(イ) 家庭系ごみ発生量の内訳

平成25年度から平成29年度までの過去5年間における家庭系ごみ発生量の内訳を整理する。

項目				実績						
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
処理区域内人口				21,831	21,622	21,431	21,192	20,883		
年間ごみ発生量(t/年)	1	資源化量	排出抑制量	資源自主回収量 (主に集団回収)	178.6	155.7	142.4	118.6	80.4	
			ごみ排出量	収集等による	1,178.0	1,113.0	1,096.2	1,154.1	1,160.8	
		小計			1,356.6	1,268.7	1,238.6	1,272.7	1,241.2	
	2	中間処理量	焼却処理量	収集可燃物量	4,504.7	4,509.2	4,489.4	4,428.0	4,328.8	
			破碎処理量	収集不燃物量	171.8	167.6	157.3	165.8	160.0	
	3	直接埋立ごみ量(一般持込)			—	—	—	—	—	
	4	一般廃棄物の排出量			4,676.5	4,676.8	4,646.7	4,593.8	4,488.5	
	5	資源化率(%)			29.0	27.1	26.7	27.7	27.7	
	1人1日ごみ発生量(g/人日)	1	資源化量	排出抑制量	資源自主回収量 (主に集団回収)	22.8	20.1	18.6	15.8	10.9
				ごみ排出量	収集等による	150.2	143.9	143.8	153.4	156.8
小計			173.0	164.0	162.4	169.2	167.7			
2		中間処理量	焼却処理量	収集可燃物量	575.9	583.0	587.4	588.6	586.3	
			破碎処理量	収集不燃物量	22.0	21.7	20.6	22.0	21.7	
3		直接埋立ごみ量(一般持込)			—	—	—	—	—	

※資源化率＝一般廃棄物排出量に占める資源化量の割合

【資源化割合】

過去5年間の推移をみると、焼却処理量及び資源化率は、ほぼ横這いに推移している。

【1人1日ごみ発生量の推移】

資源ごみ及び燃やせるごみともにほぼ横ばいに推移している。人口は減少傾向にあるが、世帯数の増加に伴い、変動性がほぼないものと伺える。

第4章 一般廃棄物等の資源化物における実績及び将来見込み

4.1 家庭系発生ごみ量の把握

(1) 計画処理区域内人口の実績

計画処理区域内人口の実績は、9ページに示すとおりである。

(2) 可燃系ごみの実績

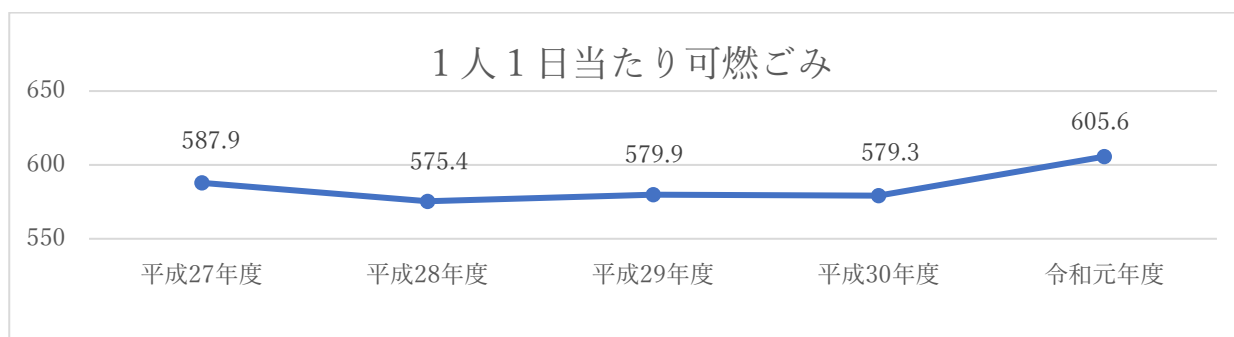
平成27年度から令和元年度までの過去5年間における可燃系ごみの収集実績は次に示すとおりである。

可燃系ごみの収集実績 (t/年)

種類 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ	4,491.6	4,360.4	4,326.3	4,265.5	4,390.1

(g/人・日)

種類 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ	587.9	575.4	579.9	579.3	605.6



(3) 不燃系ごみの実績

平成27年度から令和元年度までの過去5年間における不燃系ごみの収集実績は次に示すとおりである。なおリサイクル分等は含まない。

不燃系ごみの収集実績 (t/年)

種類 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
不燃ごみ	157.1	182.8	161.6	180.9	178.2

(g/人・日)

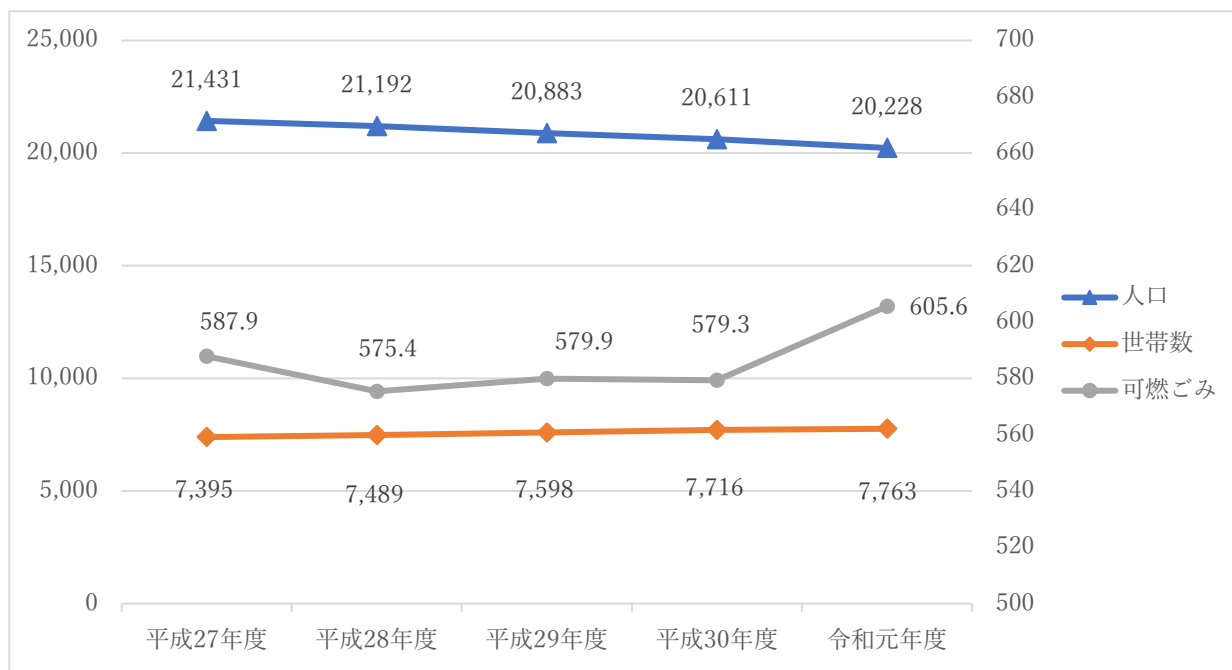
種類 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
不燃ごみ	20.5	24.4	21.6	24.5	24.6



(4) 当町の人口及び世帯の実績

当町の人口と世帯数は、先に記載したとおりであり、人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。次図を判断するにあたり、生ごみの水切りの不足や家庭で燃やすことができない樹木の枝葉及び雑草等が収集場に出されていることなどが影響していると推測できる。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人口 (人)	21,431	21,192	20,883	20,611	20,228
世帯数 (戸)	7,395	7,489	7,598	7,716	7,763
1 世帯当たりの人数 (人)	2.8	2.7	2.7	2.6	2.5

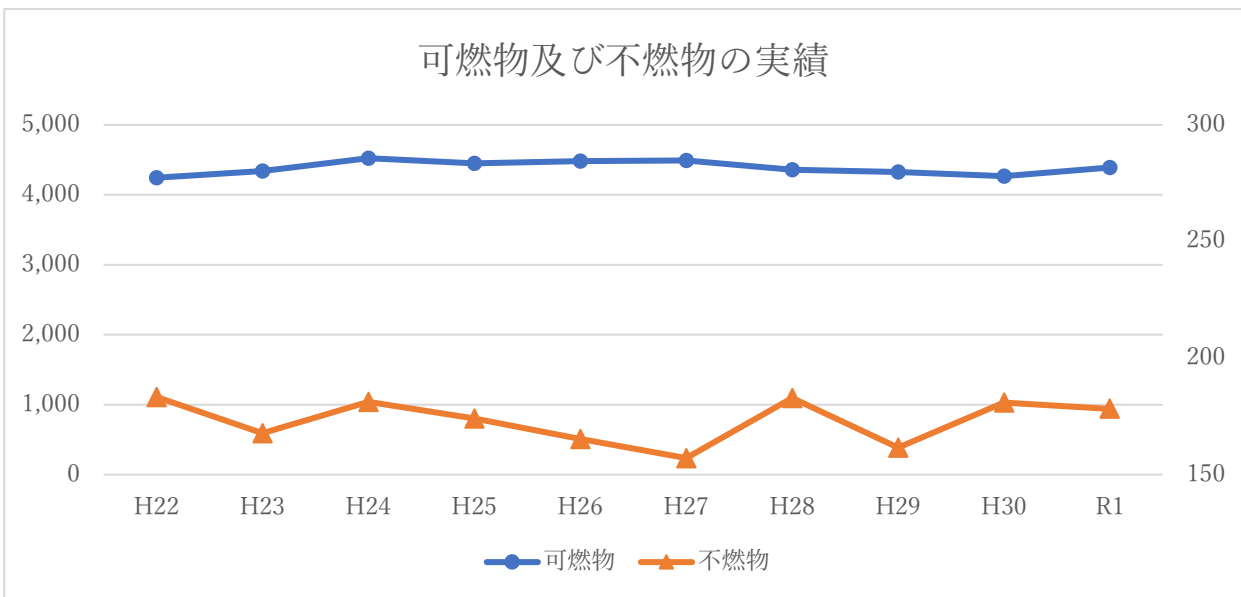


4. 2 家庭系発生ごみ量のうち可燃物及び不燃物の実績過去 10 年間

実績過去 10 年間のグラフ化する。処理区域内人口が減少しているが、可燃物及び不燃物ともにおおよそ横並びに推移している。また、可燃物の生ごみに対するコンポスト化も田畑を耕作する人口が減ってきているので、鈍化してきているが、今後も上市町資源ごみ集積所環境整備事業補助金を活用し、コンポスト化を進める。

(単位：t/年)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
可燃物	4,245.4	4,340.6	4,524.0	4,449.2	4,480.2	4,491.6	4,360.4	4,326.3	4,265.5	4,390.1
不燃物	183.3	167.8	181.2	174.1	165.3	157.1	182.8	161.6	180.9	178.2



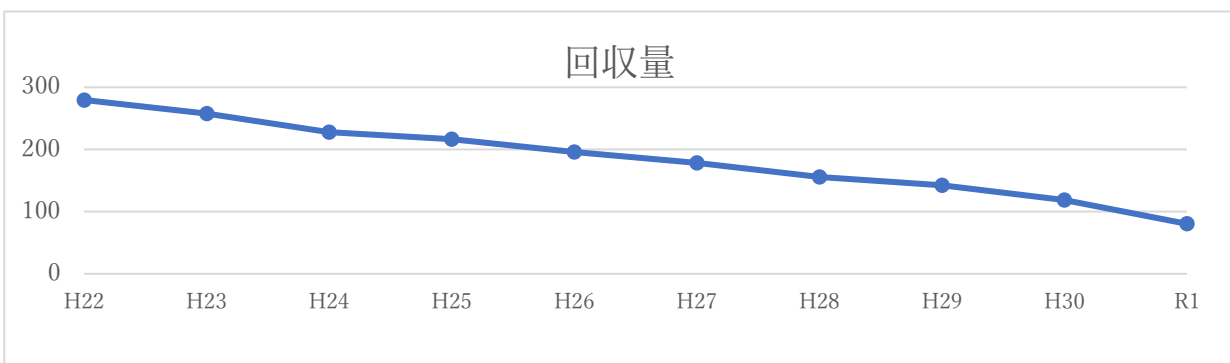
4. 3 P T Aや父母の会等集団回収量

(1) 集団回収量

過去 10 年間の集団回収量を次に示す。少子化などの影響で、回収量（収集量）が減ってきている。

(単位：t/年)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
リサイクル物	279.6	257.8	228.1	216.4	196.1	178.6	155.7	142.4	118.6	80.4

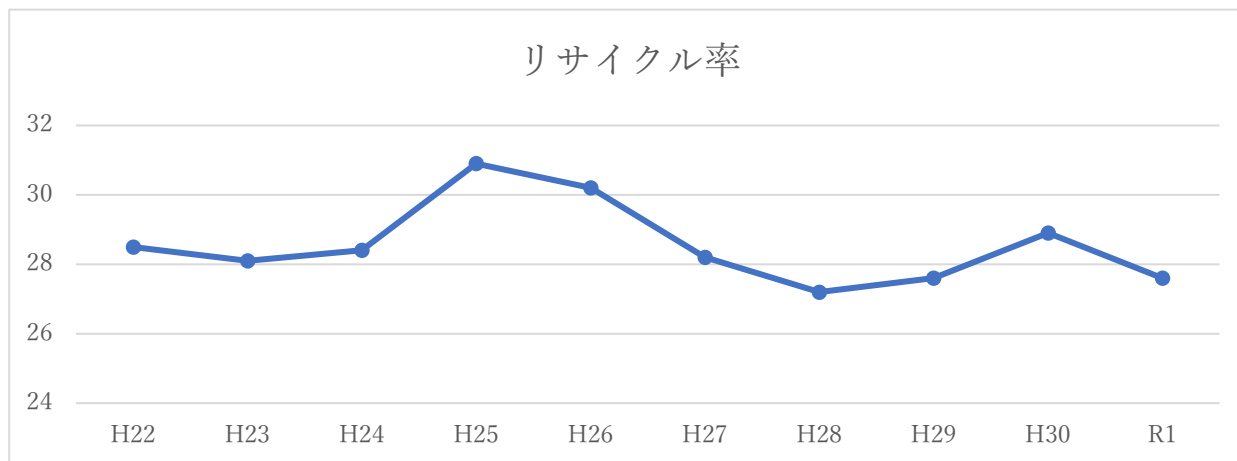


(2) リサイクル率

過去10年間のリサイクル率を次に示す。

(単位：%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
リサイクル率	28.5	28.1	28.4	30.9	30.2	28.2	27.2	27.6	28.9	27.6



4. 4 今後の一般廃棄物の見込み

(1) ごみの発生抑制と資源循環システムの拡充

廃棄物の減量化は、住民一人ひとりへのごみ等を出さないライフスタイルである。住民が意識をもって実現できるのは「①リデュース（発生抑制）」、「②リユース（再使用）」、「③リサイクル（再生利用）」の3R活動である。

事業者についても同様に、製品の生産から廃棄までのごみ発生を抑制するための体系構築や再製品化しやすい製品や開発を進めていくことが重要である。

(2) 環境負荷の低い循環型処理システムの構築

廃棄物の排出を抑制し、資源物の分別とリサイクルを徹底した循環型処理を推進する。

今後はリサイクル技術の開発や実効性を鑑みながら実情に応じたリサイクルシステムの構築を追求し、住民本位の適正処理を目指す。

(3) 環境教育への取組の推進

廃棄物を排出しているのは住民や事業者である。循環型社会の確立にはこのことを十分自覚することが大切である。住民や事業者自ら実行しなければ廃棄物の排出抑制や再利用及びリサイクルは進展しないものである。それぞれが果たすべき役割を認識し、信頼関係を確立させ取組にあたることが大切である。

4. 5 廃棄物排出者等の役割

(1) 住民の役割

ア 廃棄物の減量化に努め、町の廃棄物減量施策に協力する。

イ 廃棄物（ごみ）排出ルールを厳守し、収集所等の適正管理を行う。

ウ 生ごみのコンポスト化や水切りの徹底、小型家電リサイクルなど、家庭でできる減量化や資源化を積極的に行う。

エ 地域の廃棄物（ごみ）分別活動や環境美化活動などの自主的な取り組みに参加する。

(2) 事業者の役割

- ア 事業に伴う廃棄物は、事業者の責任において適正に処理する。
- イ 生産工程の見直し、過度な容器包装を省くなど、生産から流通・販売・消費・廃棄などの各工程での環境負荷を可能な限り低減することに努める。
- ウ 廃棄物（ごみ）の発生や排出の抑制に関する施策に協力し、住民などによる環境美化活動などの自主的な取り組みにも積極的に参画又は支援する。
- エ 廃棄物処理業者は、廃棄物処理に関する情報を積極的に開示することなど、廃棄物処理活動の社会的信頼性の向上に努める。

(3) 行政の役割

- ア 能率的な廃棄物処理体制の確立に努め、町内の廃棄物処理を適正に行う。
- イ 住民及び事業者に対し、自主的な廃棄物の減量化や資源化活動の啓発及び水銀廃棄物対策の周知並びに支援を図る。
- ウ 廃棄物の分別を徹底し、公共事業等におけるリサイクル品の分別及び利用推進など、自ら廃棄物の排出抑制や再利用に努める。
- エ 大規模地震や集中豪雨等の災害に備えるために、「上市町災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、平常時から被災時における廃棄物処理体制を関係機関と共に構築していきます。
- オ 災害時の対応を含め、適正な周知や処理体制が確保されるよう、各種研修等を通じて職員の人材育成に努める。

4. 6 目標値の設定

(1) 目標値の設定

各グラフ等に見られるとおり、総ごみ量等の減少は人口の減少に比例しているが、燃やせるごみは横ばい傾向にある。世帯の増加に伴い、立木の枝葉や雑草等水分が多量に含んでいる生ごみ等の増加量も併せて考慮しなければならない、よって、目標値における減少量は次に示すとおりとし、リサイクル率に関しても実績で横ばいであるため、これを考慮する。上市町人口ビジョンに示すように高齢化が進み、ごみにおける各地区の収集場に搬入することも容易ではない時が来る。富山型デイサービスのよう地域ぐるみで、身体の不自由な方々をサポートし、可燃物や不燃物及びリサイクル物の分別や各地区の収集場へのごみ出しを行うためのシステムを確立しなければならない。

生活排水処理においては、住民各位に公共下水道等に汚水排水管屋内工事を今以上に推進してもらい、各家庭で処理する方式の汚泥量を減らして、廃棄物量を抑えなければならない。公共下水道等が整備されていない地区においては、今までどおり合併処理浄化槽設置の推進をし、清潔で伝染病等のない安全な生活を進めていかななければならない。

そこで生活系ごみの排出に関する目標値を総合計画に合わせ可燃物・不燃物の削減やリサイクル物の分別を徹底し、住民の自主的な取り組みに関して支援等を継続的に実施していくとともに、各組織や小中学校について、廃棄物に関する意識啓発をすることで、設定目標の達成を図る。

年度 指標名	平成 29 年度 (初期値)	令和 6 年度 (中間目標値)	令和 11 年度 (中間目標値)	令和 16 年度 (最終目標値)
可燃物総量 (kg) (1人あたり/年間)	211.6	209.4	207.3	205.2
不燃物総量 (kg) (1人あたり/年間)	7.9	7.8	7.8	7.7
リサイクル総量 (1人あたり/年間)	70.3	77.3	81.1	81.9